

# 低炭素建築物新築等計画の認定申請をされる皆様へ

＊ 低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査業務のご案内 ＊

登録住宅性能評価機関である当センターは、  
所管行政庁への低炭素建築物新築等計画の認定に先立って、  
「技術的審査」業務を行ないます。  
～～平成 25 年 1 月 15 日より開始します～～

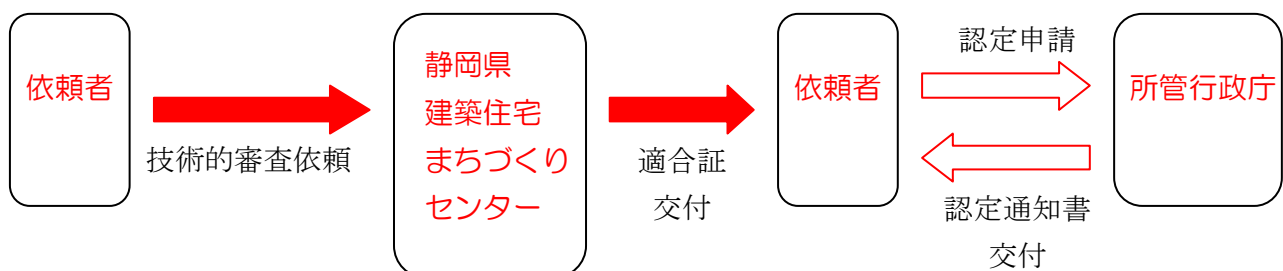
## ★ 当センター（登録住宅性能評価機関）が行なう技術的審査

所管行政庁への低炭素建築物新築等計画の認定申請に先立って、  
事前に登録住宅性能評価機関の技術的審査を受けることができます。  
登録住宅性能評価機関の技術的審査を受けて、交付された「適合証」を添付  
して所管行政庁に認定申請を提出してください。

当センターでの審査業務の対象は以下の通りです。

- ◎ 一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに  
限る。）・・・併用住宅は当センターでの審査業務の対象になりません。※1
- ◎ 共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建て住宅以外の住宅をいう。）の  
住戸のみに係るもの又は建築物全体（非住宅部分がない場合に限る。）。
- ◎ 当センター若しくは建築基準法に基づく建築主事に確認申請をしたもの又は  
申請予定のもの。

※1 審査業務対象以外の建築物（併用住宅、複合建築物、非住宅建築物）  
の認定申請に係る技術的審査についても、ぜひ一度ご相談ください。



※審査は、静岡（本部）のみで行っておりますので、  
支所・事務所等にご提出いただいた場合は、受付のみ  
となり、審査内容は静岡よりご連絡いたします。  
適合証と副本は、宅配便にて直接お送りします。

# < 依頼図書の流れ（一般の流れ） >

